

## 西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会の実施状況について

### 1 第1回（仮称）子ども条例検討専門部会の内容について

開催日時：平成29年10月10日（火） 午後7時から

開催場所：インゲビル3階 第1・第2会議室

#### 【第1回の内容】

- (1) 本日の会議スケジュール確認
- (2) 【講話】子どもの権利条約及び児童福祉法改正について  
～自治体で制定する子どもに関する条例との関係～  
講師：山梨学院大学大学院法務研究科 研究科長 荒牧重人氏  
《質疑応答》
- (3) （仮称）子ども条例制定に関するこれまでの経緯について
- (4) 今後の専門部会開催スケジュール（案）について
- (5) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について（自由意見）

#### (4) 今後の専門部会開催スケジュール（案）について

- ・5月に審議会の答申をするために、4月中には専門部会としての結論を出さなければならない。今の西東京市の子ども達の状況を少しでも進める内容を盛り込んだ条例にしたい。

#### (5) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について（自由意見）

- ・「生きる権利」をどう子ども達に与えていくのか。
- ・市民に対しても条例について周知していくことが大切だと思う。
- ・東日本大震災で差別を受けて、自死を選ぶ子どももいる。生きる権利にもつながるものだと思う。
- ・養育を受けられない子ども、具体的には食べられない子どもについて考えていきたい。
- ・子どもの最善の利益のために、個人が「\*\*しないといけないな。」と思えるものにしたい。
- ・条例が制定されたとしても、市民に周知され、個人の意識が変わってこない意味がない。
- ・当事者となる子どもがどう感じているか、条例づくりにも子どもの参加が必要だと思う。
- ・既存の取組みも実は子どもの権利を実現していることだ。と気付けるようになると良い。

### 2 第2回（仮称）子ども条例検討専門部会の内容について

開催日時：平成29年10月23日（月） 午後7時から

開催場所：西東京市民会館3階 第1・第2会議室

#### 【第2回の内容】

- (1) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について
- (2) 子どもの意見聴取の方法等について

#### (1) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について

- ・子どもの権利条約に記載のある内容については、その考え方を前文に記載している自治体がある。
- ・「子ども会議」を制度化している自治体もあるが、制度が使われるのかよく考える必要がある。
- ・もともと条例で規定する必要があるのは、子どものSOSを受け止める機関と思う。
- ・条例を推進する仕組みとして、計画に対し、PDCAサイクルを盛り込むと実行力のある条例になる。
- ・いじめに関することは、盛り込む内容として必須。
- ・総合的な条例になるので、他の条例・計画との関係性をどうするか…。
- ・制定する条例が、市民が自分の身近なところでどんな意味があるか理解できるものにしたい。
- ・子どもが「ひとりの人間なんだな。」「西東京市の市民なんだな。」と思えるようになると良い。

## (2) 子どもの意見聴取の方法等について

- ・アンケートの目的をどこに置くのか。聞き取る項目を知ったことによって、条例案にどう影響するのか。
- ・意見聴取の目的は、子どもの実態を知り、それを条例案に反映していくこと。また、子どもに条例づくりをしていることをPRしていく面もある。
- ・すでに他の部署で実施しているアンケートがあれば、使えるデータはそちらを使用したい。
- ・以前、児童館関係の調査で、子どもが子どもにインタビューしたことがある。小学校のボランティア委員会に頼めないか。
- ・前回の条例検討時から今までで大きく社会問題となっているのは、貧困であろう。
- ・子ども食堂は市内に7箇所ある。
- ・関連する施設・団体すべてに意見聴取をするのは時間の制約がある中で現実的ではない。対象を絞る必要がある。
- ・外国籍の子どもや児童養護施設では話を聞きたい。あまり表に出てこない子どもの声を反映することは良いことだと思う。
- ・児童養護施設の利用者への前回意見聴取内容は、第三者評価のものと重複している。ショートステイで来所する子どもへのヒアリングもよいと思うが、まとめて何人も一度に聞くことはできない。
- ・自己肯定感については聞く必要性があるのか。虐待を受けてきている子どもは、自分のことが好きとは思わない。
- ・前回のアンケートはよくできているが、ヒアリングするとなると選択肢が多すぎる。一番知りたいのは、困ったこと、悩んだこと、そのときどうしているか。
- ・ネガティブな質問から入るのではなく、肯定的なメッセージが入らないと答えてもらうのはなかなか難しいと思う。困難な状況にある子どもに届くものにしたい。
- ・ドイツのベルリンでは、団地の公園を改装するために、4歳の子どもにもヒアリングしている。そういうことで、自分の意見を聞いてくれる大人がいることが伝わる。
- ・就学前の子どもへの意見聴取もやるべきだと思う。
- ・同一の子どもに経年で意見聴取を行うことは、条例出来た後の評価につながるものだと思う。
- ・意見聴取を行う対象としては、外国籍の子ども、障がいを持つ子ども、LGBT、高校生、子ども食堂に集う子ども、行政以外の子どもに関する施設・機関などにも行いたい。
- ・特に意見聴取したい内容としては、「子どもの相談・救済」「子ども参加」「居場所づくり」
- ・まず、市民まつりでの意見聴取は実施する。

## 3 第3回（仮称）子ども条例検討専門部会の内容について

開催日時：平成29年11月10日（金） 午前10時から  
開催場所：西東京市役所田無庁舎2階 202・203会議室

### 【第3回の内容】

- (1) 子どもの意見聴取について
  - ①市民まつりにおける子どもの意見聴取について
  - ②今後の子どもの意見聴取について
- (2) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について
  - ①西東京市の子どもの相談窓口について

### (1) 子どもの意見聴取について

- ① 市民まつりにおける子どもの意見聴取について
  - ・市民まつりイベントエリア内において、子ども家庭支援センターのどかブース内、で実施。
  - ・対象者は、未就学児～18歳未満の子どもたち。アンケートに協力してくれた子どもたちに粗品

を渡す。(風船等)

- ・アンケート方法は、短時間で回答できる内容で、設問数は5問で実施。未就学児で文字の読み書きができない子どもには、スタッフが聞き取り。アンケート用紙にリンゴ型の付箋を貼付しておき、「おとなに言いたいこと」を書いてもらう。回収した付箋は、「りんごの木」のボードに貼り付けて展示

② 今後の子どもの意見聴取について

- ・(仮称)子ども条例を検討していることを伝え、PRしつつ実施してほしい。
- ・事務局で実施場所等を検討し、意見聴取の実施計画案を作成する。

(2) (仮称)子ども条例に盛り込む内容について

① 西東京市の子どもの相談窓口について

- ・子どもから直接SOSを出せて、それを受け止めて対応できるかどうかということが肝要である。
- ・子どもからのSOSをどのように受け止めて解決していくのか。機関をつくればいいということではなく、どのように動かしていくかが大切。調査・勧告ができる権限を持っている機関がどこまであるのか。
- ・児童館・児童センターは子ども達の居場所・活動の場所であり、相談窓口を設ける場所とは異なるものと感じる。ただし、子ども達から話を受けることは多いため、相談をつなぐ役割として重要である。
- ・今後は、学校の教員や親の立場からも、どのような相談機関があるとよいか検討したい。

4 第4回(仮称)子ども条例検討専門部会の内容について

開催日時：平成29年11月27日(月) 午後7時から

開催場所：イングビル3階 第3・第4会議室

【第4回の内容】

1 報告

市民まつりにおける子どもの意見聴取について

2 内容

(1) 今後の子どもの意見聴取について

(2) 子どもの相談・救済の仕組みについて

- ① 人権擁護委員の子どもへの取組みについて
- ② 児童相談所について

1 報告

市民まつりにおける子どもの意見聴取について

※アンケート結果についての説明

※当日参加された部会員より感想等

- ・悩みを抱えつつも、どこにも誰にも相談できない子どもが少数だがいることが読み取れる。そういう子どもがいるのであれば、SOSを受け止める機関の設置も必要かなと思う。
- ・いじめという言葉の捉え方など、小さい子どもからの聞き取りはなかなか難しい。

2 内容

(1) 今後の子どもの意見聴取について

※実施団体・施設、設問内容等を議論

- ・スキップ教室やニコモルームなどは、やっとの思いでその場所に出てきている子ども達がいるところなので、聞き取りについては慎重にやらなければならない。

- ・小・中・高等学校については、既存のアンケートをできる限り活用する。そのため、今回のヒアリングでは、学校外の子どもの居場所や、より困難な状況に置かれた子ども達について主に聞き取りを行っていく。
- ・子どもだけでなく、ヒアリング先の職員等の意見も欲しい。紙ベースで記入してもらおう等。
- ・市として（仮称）子ども条例を検討していることをPRする機会でもある。
- ・自己肯定感、子どもの権利条約の認知度についても項目を追加してはどうか。

## (2) 子どもの相談・救済の仕組みについて

### ① 人権擁護委員の子どもへの取組みについて

- ・SOS ミニレターでは、子ども達の悩みを手紙で届けてもらうもの。相談内容によっては、救済対象となる子どももおり、学校や児童相談所等と連携して対応している。
- ・人権教室では、傷つけられた心はなかなか治らないということを子ども達に伝えている。
- ・人権の啓発活動だけではなく、子どもと向き合う事業も実施している。

### ② 児童相談所について

- ・子どもの虐待等を考えるときに児童相談所との連携は非常に大事である。
- ・児童相談所への相談について、国分寺市、小平市では子どもからの相談の割合が少し高い。子ども専用の電話相談等を実施している効果が表れているのかもしれない。
- ・子どもが安心して相談できる場所については大事だと思うし、様々な窓口があって良いと思う。ただ、SOSを受け止める場所と周知してしまうと「SOSしか受け止めてもらえない。」と思われるのかなと感じた。子どもの声・話をなんでも聴くというスタンスの窓口が必要で、そういうPRをし、風土を作っていくことが大切だと思う。

## その他

- ・今後、子どものヒアリングを経て、条例に盛り込む内容の検討をし、具体的な文章を作成していくこととなるが、案文ができた後に子ども達に見てもらおう機会をつくる必要があるのではないか。